

城東区役所 少額特名随意契約結果(業務委託)

様式13

No.	案件名称	委託種目	契約の相手方	契約金額(税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	城東区複合施設 空調機修繕業務委託	機械設備等保守点検	株式会社アスウェル	64,020円	令和3年10月11日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G4	-
2	大阪市ホームページ運用管理システム(CMS)における城東区ホームページ改修業務委託	情報処理	キステム株式会社	998,800円	令和3年10月25日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	別紙1のとおり	-
3	衆議院議員総選挙等用 投票用紙送致用タクシー借上	その他代行	未来都ハイタク事業協同組合	148,200円	令和3年10月28日	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号	別紙2のとおり	-
4	衆議院議員総選挙等用 投票所巡視用タクシー借上	その他代行	未来都ハイタク事業協同組合	101,400円	令和3年10月28日	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号	別紙2のとおり	-
5	衆議院議員総選挙等用 投票終了後職員送致用タクシー借上	その他代行	相互タクシー株式会社	112,000円	令和3年10月28日	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号	別紙2のとおり	-
6	衆議院議員総選挙等用 投票箱送致および投票管理者・立会人帰宅用タクシー借上	その他代行	未来都ハイタク事業協同組合	309,400円	令和3年10月28日	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号	別紙2のとおり	-

【 地方自治法施行令第167条の2第1項各号に該当する随意契約理由 】(以下参照)

<http://www2.keiyaku.city.osaka.lg.jp/help/download/zuikeiryuu.pdf>

随意契約理由

大阪市ホームページ運用管理システム等の開発にあたっては、開発業者を総合評価一般競争入札で選定しパッケージソフトを活用しながら、一部の機能をカスタマイズすることで、本市の要件を満たしたシステムの構築を行ってきた。

また、城東区を含む各区役所サイトデザイン改修業務についても、同契約において開発を行っていることから、本業務を遂行するにあたっては、本パッケージソフト及びカスタマイズ機能の仕様・設計を熟知した業者にのみ可能である。

上記業者は、本システムの開発業者であることから仕様・設計を熟知し、本業務を遂行できる唯一の業者である。

以上のような理由から、「キシステム株式会社」が本事業を請け負うことができる唯一の組織であり、本契約は、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」に該当する。

随意契約理由

本業務委託は、令和 3 年 10 月 31 日（日）執行予定の衆議院議員選挙等にかかるタクシー配車にかかる一切の業務を委託するものである。

タクシーについては台数を確保できる事業者が限られているうえ、選挙時は他区役所においても同様にタクシーを利用するため、早急に業者を決定しなければ必要台数を確保することができず、選挙事務の円滑な運営に重大な支障をきたすこととなる。

以上のことから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号「競争入札に付することが不利と認められるとき」に該当することから、前回選挙執行時（R2.11 住民投票）に契約締結をおこなった事業者を特名し契約の相手方とする。